解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

岐阜県羽島郡岐南町平成七丁目四七

特定非営利活動法人アクティブクラブＧＩＮＡＮ

清算人　小野木千敏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

愛知県みよし市西陣取山九〇番地

財団法人三好町国際交流協会

清算人　久野　知英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

三重県津市一身田上津部田一二三四

特定非営利活動法人三重県文化協会

代表清算人　中林　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

大阪府泉佐野市笠松二丁目四番二八号

特定非営利活動法人泉佐野子育て支援センターひまわり保育所

清算人　佐々木留美子

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に規定する存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

大阪市北区中之島一丁目一番二六号

財団法人大阪市美術振興協会

清算人　出川　哲朗

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十七日開催の理事会の議決により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

岡山県倉敷市児島味野六丁目七番五八号

財団法人海技大学校児島分校後援会

代表清算人　三宅　清司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

山口県下関市東大和町二丁目三番一八号

財団法人下関海員厚生会

清算人　五十嵐一志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十五日佐賀県公安委員会の承認をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

佐賀県佐賀市松原一丁目一番一六号

財団法人佐賀県警察協会

代表清算人　永吉　輝男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

愛知県日進市赤池一丁目二三〇三番地

日進高峰土地区画整理組合

清算人代表　近藤　正代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月三十一日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十二年三月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

徳島県徳島市国府町芝原字天満八九番地

医療法人斎藤医院

清算人　齋藤　百代

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

宮崎県宮崎市広島二丁目一番三一号

財団法人宮崎太陽中小企業振興会

代表清算人　宮田　穂積

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北岩手郡子抱村三四番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　笹久保百太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

北海道斜里郡斜里町港町五番地九

相続財産管理人　遠藤　隆二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区若宮二丁目四三五番地、最後の住所神奈川県横須賀市衣笠栄町二丁目六五番地一〇八　ＢＥＬＩＳＴＡ衣笠駅前壱番館五一五　被相続人　亡　小菅　隆次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地宮島綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松岡　義久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市三ツ久保町松ケ沢一二四番地、最後の住所愛知県豊田市上仁木町蒔本四一九番地三　被相続人　亡　大内　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

事務所愛知県岡崎市戸崎町字上り場四九番地杉浦洋史司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　杉浦　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市井川町井内東二九一番地二、最後の住所広島県安芸郡府中町青崎東一九番三四―六一四号ヴェルシャトー府中　被相続人　亡　山本　金二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

事務所広島市中区東白島町二一番一〇号　東白ビル　相続財産管理人　竹岡龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐清水市下川口一〇八九番地、最後の住所高知県土佐清水市以布利八三番地五　被相続人　亡　遠近　刃野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

高知県土佐清水市小江町一一番二号

相続財産管理人　西村　和興